

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年6月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500630 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600040 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 6 月 29 日は 8 万円、同年 12 月 19 日は 10 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 6 月 29 日及び同年 12 月 19 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 6 月 29 日及び同年 12 月 19 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 62 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 29 日
② 平成 19 年 12 月 19 日

A社に勤務していた平成 19 年 6 月 29 日及び同年 12 月 19 日において賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細書並びに同僚から提出された預金通帳の写し及び賞与に係る給与支給明細書（以下「賞与関連資料」という。）から判断すると、請求者は、A社から請求期間①及び②において賞与を支給されていることが推認できる。

また、同僚から提出された賞与に係る給与支給明細書により請求期間①及び②において厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、賞与関連資料から請求期間①に 8 万円、請求期間②に 11 万円の賞与の支払を受け、それぞれ当該賞与から請求期間①に 8 万円、請求期間②に 10 万 8,000 円に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与関連資料より認められる厚生年金保険料額から、請求期間①は8万円、請求期間②は10万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500570 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600041 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成 11 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、34 万円から 38 万円とする。

平成 11 年 7 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 47 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 11 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

平成 5 年 9 月 2 日から平成 25 年 9 月 1 日まで、在籍していた A 社の厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、同社が加入していた C 厚生年金基金の加入員記録の標準給与月額と相違している旨の通知が同基金から届いた。平成 11 年 9 月分の支給明細書を見ると、基金の標準給与月額である 38 万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社におけるオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は 34 万円と記録されているが、C 厚生年金基金の加入員記録では、同基金から提出された、請求者に係る平成 11 年 7 月の加入員給与月額変更届、異動記録マスタ及び回答から、請求者の請求期間に係る標準給与月額について、平成 11 年 8 月 5 日に届出がされ、同年 7 月 1 日から 38 万円に改定されていることが確認できる。

また、C 厚生年金基金は、「平成 11 年度の加入員報酬標準給与月額算定基礎届（10 月改定）及び加入員給与月額変更届（7 月改定）」については、健康保険組合と厚生年金基金において合同で受付を行っていた。事業所から健康保険組合提出分（健康保険組合独自の届出様式）と社会保険事務所（当時）及び当基金提出分（社会保険事務所と当基金分複写様式）を受付し、賃金台帳等の精査を実施後、社会保険事務所と当基金への届出書は当基金で受理し、当基金から審査済みとして社会保険事務所に回送していた。平成 11 年 8 月末までに回送するスケジュー

ルにて処理を行っていたと思われる。」と回答しているところ、オンライン記録では、請求者に係る平成 11 年度厚生年金保険被保険者標準報酬月額の定時決定処理日は、同年 8 月 31 日であることが確認でき、社会保険事務所への届出書と厚生年金基金への届出書の一体性がうかがえる。

このほか、請求者から提出された平成 11 年 9 月分の支給明細書において、請求者は、標準報酬月額 38 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、平成 11 年 8 月に C 厚生年金基金に届け出た標準報酬月額は、38 万円であったと認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500639 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600042 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成11年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年7月から同年9月までの標準報酬月額については、30万円から34万円とする。

平成11年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年7月1日から同年10月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間に係る国の厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が、同社が加入していたC厚生年金基金の加入員記録の標準給与月額より低額で記録されている旨の通知が同基金から届いた。当該期間は、業務に必要な資格を得て、業務内容が増え給料が上がった時期であったことを記憶している。調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社におけるオンライン記録において、請求者の請求期間の標準報酬月額は30万円と記録されているが、C厚生年金基金の加入員記録では、同基金から提出された、請求者に係る平成11年7月の加入員給与月額変更届、異動記録マスタ及び回答から、請求者の請求期間に係る標準給与月額について、同年8月5日に届出がされ、同年7月1日から34万円に改定されていることが確認できる。

また、C厚生年金基金は、「平成11年度の加入員報酬標準給与月額算定基礎届（10月改定）及び加入員給与月額変更届（7月改定）」については、健康保険組合と厚生年金基金において合同で受付を行っていた。事業所から健康保険組合提出分（健康保険組合独自の届出様式）と社会保険事務所（当時）及び当基金提出分（社会保険事務所と当基金分複写様式）を受付し、賃金台帳等の精査を実施後、社会保険事務所と当基金への届出書は当基金で受理し、当基金から審査済みとして社会保険事務所に回送していた。平成11年8月末までに回送するスケジュー

ルにて処理を行っていたと思われる。」と回答している上、当該厚生年金基金から提出された当時の「算定基礎届に係る賃金台帳調査書（健保・基金）」で確認できる受付印等の状況からも、事業所が、当該厚生年金基金に請求者を含む 17 名分の平成 11 年 7 月の加入員給与月額変更届を社会保険事務所分も含めて提出し、社会保険事務所分の届書が当該厚生年金基金から、社会保険事務所へ回送されていたことがうかがえる。

このほか、請求者と同様に平成 11 年 7 月 1 日付け月額変更対象者の同僚が所持している同年 9 月分の支給明細書から、厚生年金基金加入員記録の標準給与月額に見合う厚生年金保険料が、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、平成 11 年 8 月に C 厚生年金基金に届け出た同年 7 月の加入員給与月額変更届と社会保険事務所へ提出した届書とは複写形式となっていることが確認でき、その届書が当該厚生年金基金から社会保険事務所へ回送されたことがうかがえることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の記録を 30 万円から 34 万円に訂正することが必要である。